

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 2 月 10 日 (金) 第 386 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
  - 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (社会福祉課取扱い) 2
  - 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (2件) (社会福祉課取扱い) 2
  - 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出 (2件) (社会福祉課取扱い) 2
  - 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産振興課取扱い) 3
  - 収去飼料の試験結果の公表 (畜産課取扱い) 3
  - 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 5
  - 都市計画都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針の変更案の縦覧 (6件) (都市計画課取扱い) 5
  - 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 7
  - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 8
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 8
- 選挙管理委員会告示**
- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (※) (選挙管理委員会取扱い) 8
- 公安委員会告示**
- 鹿児島県交通安全活動推進センターの変更の届出 (交通企画課取扱い) 8

## 告 示

## 鹿児島県告示第107号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により, 次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 5 年 2 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
始良市船津字上柳2940番1
  - 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は, 択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良

市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 鹿児島県告示第108号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和5年2月10日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	廃止年月日
あおい薬局	始良市宮島町20-7	令和4年11月30日
中目医院	西之表市西之表7188番地	令和4年11月30日
かこいクリニック	曾於市末吉町南之郷字並松114-1	令和4年12月31日
外村クリニック	指宿市東方10244	令和5年3月31日

### 鹿児島県告示第109号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和5年2月10日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社寛調剤薬局	鹿屋市吾平町麓186番地3	令和4年12月1日
あおい薬局	始良市宮島町20-7	令和4年12月1日

### 鹿児島県告示第110号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和5年2月10日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
合同会社まいん	熊本市中央区本荘二丁目1-12	訪問看護ステーションまいん・いずみ	出水市野田町下名2379番	令和5年1月1日

### 鹿児島県告示第111号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

令和5年2月10日

鹿児島県知事 塩田康一

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		変更年月日
			変 更 前	変 更 後	
社会医療法人卓翔会 薩摩川内市天辰町	卓翔会記念病院 薩摩川内市天辰町	事業者の主たる事務所	薩摩川内市樋脇町市比野3079番	薩摩川内市天辰町1512番地1	令和4年12月1日

1512番地 1	1512番地 1	の所在地	地		
		事業所の名称	市比野記念病院	卓翔会記念病院	
		事業所の所在地	薩摩川内市樋脇町市比野3079番地	薩摩川内市天辰町1512番地 1	
社会医療法人卓翔会 薩摩川内市天辰町 1512番地 1	訪問看護ステーション こんにちわ 薩摩川内市天辰町 1512番地 1	事業者の主たる事務所の所在地	薩摩川内市樋脇町市比野3079番地	薩摩川内市天辰町1512番地 1	令和 4 年 12 月 1 日
		事業所の所在地	薩摩川内市樋脇町市比野3079番地	薩摩川内市天辰町1512番地 1	
医療法人玉昌会 鹿児島市泉町 2 番 3 号 そうしん本店ビル 4 F	訪問看護ステーション まむ 始良市西餅田 202-3	事業所の所在地	始良市加治木町反土 2156-5	始良市西餅田 202-3	令和 4 年 8 月 1 日

鹿児島県告示第112号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更の届出があった。

令和 5 年 2 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	施術所の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		変更年月日
			変 更 前	変 更 後	
宮内信男	在宅鍼灸ところ 鹿屋市旭原町3642-16 ロイヤルセンチュリー鹿屋306号	施術所の所在地	鹿屋市札元二丁目3664-10コロシムガーデン105号	鹿屋市旭原町3642-16ロイヤルセンチュリー鹿屋306号	令和 5 年 1 月 16 日

鹿児島県告示第113号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和 5 年 2 月 10 日から同月 24 日まで東串良漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 5 年 2 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名  
 肝属郡東串良町川東3402番地 野添孝博  
 肝属郡東串良町川東3726番地 1 吉川清隆  
 肝属郡東串良町川東4987番地 2 宮園選雄
- 2 加入区  
 東串良加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
 東串良漁業協同組合

鹿児島県告示第114号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和4年7月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和 5 年 2 月 10 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

安全性に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
日和産業（株） 鹿児島工場 7140001002355 （鹿児島市）	出水運輸センター（株） 7340001011708 （出水市）	ブロイラー肥育前期用配合飼料	まるとは印配合飼料赤鶏スタート	令和 4.7	重金属－カドミウム	無
		ブロイラー肥育後期用配合飼料	まるとは印配合飼料赤鶏仕上	4.7	重金属－カドミウム	無

注 違反の内容の欄には、認められた違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載してある。

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
マルイ飼料（株） 飼料工場 7340001011831 （出水市）	同左	ブロイラー肥育前期用配合飼料マルイ印ブロイラー元気スタータークランプル	令和 4.7	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		ブロイラー肥育後期用配合飼料マルイ印元気ブロイラーSマッシュ	4.7	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		大すう育成用配合飼料マルイ印育成大すう用	4.7	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		成鶏飼育用配合飼料マルイ印成鶏用フェーズNo. 1	4.7	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
マルイ食品（株） 野田工場 9340001011838 （出水市）	同左	チキンミール	4.7	栄養成分等－粗たん白質、粗灰分	無
志布志飼料（株） 志布志工場 1340001015004 （志布志市）	同左	フィード・ワン霧島17VES	4.7	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		フィード・ワンダイナミック16S	4.7	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		フィード・ワン肉	4.7	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗	無

		研肉豚 B M		繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	
		フィード・ワンは ごま肉豚クランプ ル	4.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		フィード・ワン育 成エース	4.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
西薩クリーンサ ンセット事業協 同組合 第 2 工場 1340005003748 (いちき串木野 市)	同 左	麦繊維乾燥品	4.7	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

**鹿児島県告示第115号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年2月10日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月10日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 前 後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	竜郷奄美空港 線	奄美市笠利町大字平字牧過 原1271番1地先から1258番 6地先まで	前	13.9~35.6	57.2
			後	13.9~35.6	57.2

**鹿児島県告示第116号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

令和5年2月10日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類  
枕崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
枕崎都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課及び南薩地域振興局建設部土木建築課並びに枕崎市建設課
- 4 縦覧期間及び時間  
令和5年2月10日から同月24日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

**鹿児島県告示第117号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規

定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

令和 5 年 2 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類  
大崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
大崎都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課及び大隅地域振興局建設部土木建築課並びに大崎町建設課
- 4 縦覧期間及び時間  
令和 5 年 2 月 10 日から同月 24 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

#### 鹿児島県告示第118号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

令和 5 年 2 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類  
大根占都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
大根占都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課及び大隅地域振興局建設部土木建築課並びに錦江町建設課
- 4 縦覧期間及び時間  
令和 5 年 2 月 10 日から同月 24 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

#### 鹿児島県告示第119号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

令和 5 年 2 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類  
中種子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
中種子都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課及び熊毛支庁建設部建設課並びに中種子町建設課
- 4 縦覧期間及び時間  
令和 5 年 2 月 10 日から同月 24 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分

ら午後 5 時 15 分まで

### 鹿児島県告示第 120 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

令和 5 年 2 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類  
天城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
天城都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課及び大島支庁徳之島事務所建設課並びに天城町建設課
- 4 縦覧期間及び時間  
令和 5 年 2 月 10 日から同月 24 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

### 鹿児島県告示第 121 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

令和 5 年 2 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類  
知名都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
知名都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課及び大島支庁沖永良部事務所建設課並びに知名町建設課
- 4 縦覧期間及び時間  
令和 5 年 2 月 10 日から同月 24 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

### 始良・伊佐地域振興局告示第 1 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和 5 年 2 月 10 日

始良・伊佐地域振興局長 米盛幸一

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
にじの橋こっち	霧島市国分広瀬二丁目 1-19	特定非営利活動法人にじの橋	霧島市国分中央五丁目 13 番 74 号 7	橋 正貴	令和 4 年 10 月 31 日	放課後等デイサービス

## 始良・伊佐地域振興局告示第 2 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 5 年 2 月 10 日

始良・伊佐地域振興局長 米盛幸一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
コペルプラスかごしま霧島教室	霧島市国分中央六丁目4番38号	こどもファースト・ジャパン株式会社	鹿児島市荒田一丁目31番27号	亀川 耕介	令和 4 年 10 月 1 日	児童発達支援
はる	始良市東餅田2307番地13	合同会社TKオフィス	始良市加治木町反土1402番地6	永田 俊之	令和 4 年 10 月 1 日	児童発達支援・放課後等デイサービス

## 始良・伊佐地域振興局告示第 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 5 年 2 月 10 日

始良・伊佐地域振興局長 米盛幸一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションゆとり	始良市脇元1957重富ビル201	合同会社ゆとり	始良市脇元1957重富ビル201	岩崎まどか	令和 4 年 10 月 1 日	居宅介護・重度訪問介護・同行援護
ワークプレイスひなた	霧島市隼人町内山田一丁目2番33号	株式会社ひなたの杜	鹿児島市伊敷台六丁目7番15号	伊集院義弘	令和 4 年 10 月 1 日	就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型

## 選挙管理委員会告示

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第 5 号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 10 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 の表に次のように加える。

330	介護医療院おはな	始良市加治木町反土2156-5
-----	----------	-----------------

2 の表51の項及び206の項を削り、同表に次のように加える。

233	社会福祉法人豊生会横川長安寮	霧島市横川町中ノ4752-3
-----	----------------	----------------

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第13号



交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、鹿児島県交通安全活動推進センターである公益財団法人鹿児島県交通安全協会から次のとおり代表者の氏名を変更する旨の届出があった。

令和 5 年 2 月 10 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の氏名	理事長 川畑英樹	理事長 中村博之	令和 4 年 6 月 20 日